

**きょうしん普通預金規定（無利息型普通預金（決済用預金）を含む）
納税準備預金規定一部改正について**

共立信用組合は、「きょうしん普通預金規定（無利息型普通預金（決済用預金）を含む） 納税準備預金規定」について所要の改正を行い、平成25年7月10日より新规定の適用を開始することとしました。

改正内容の詳細については、以下の新旧対照表をご覧ください。

<新旧対照表>

※下線部分が改正箇所です。

(改正後)	(改正前)
<p>【普通預金（無利息型普通預金（決済用預金）を含む）規定】 1.（取扱店の範囲） 普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」という。）は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。</p> <p align="right">以下略 以 上</p> <p align="center">【納税準備預金規定】 2.（取扱店の範囲） この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。 (下線部追加)</p> <p align="right">以下略 以 上</p>	<p>【普通預金（無利息型普通預金（決済用預金）を含む）規定】 1.（取扱店の範囲） 普通預金および無利息型普通預金（以下「この預金」という。）は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。<u>ただし、当店以外での払戻しは、あらかじめ当店で、通帳所定欄に押なつされた印影と届出の印鑑との照合手続きを受けたものにかぎります。この預金を当店以外の店舗で払戻す場合には1回につき100万円を限度とします。</u> (下線部削除)</p> <p align="right">以下略 以 上</p> <p align="center">【納税準備預金規定】 2.（取扱店の範囲） この預金は、当店のほか当組合本支店のどこの店舗でも預入れができます。<u>ただし、払戻しは当店以外の店舗では取扱いできません。</u>(下線部削除)</p> <p align="right">以下略 以 上</p>